

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

(新設)

			資料番号	4 - 5	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第 3 7 条 の 7 第 1 項	許認可等 の内容	調査員名簿への登録	

○介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）
（調査員の要件）
第 3 7 条 の 7 法第 1 1 5 条 の 3 7 第 2 項 の 政 令 で 定 め る 調 査 員 （ 以 下 こ の 条 に お い て 「 調 査 員 」 と い う 。 ） の 要 件 は 、 都 道 府 県 知 事 又 は そ の 指 定 す る 者 が 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る と こ ろ に よ り 行 う 研 修 （ 以 下 こ の 条 に お い て 「 調 査 員 養 成 研 修 」 と い う 。 ） の 課 程 を 修 了 し 、 当 該 都 道 府 県 知 事 が 作 成 す る 調 査 員 名 簿 に 登 録 さ れ て い る こ と と す る 。